

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、北方町契約規則（昭和39年北方町規則第3号）第2条の規定により公告する。

平成26年9月24日

北方町長 室戸 英夫

記

1 入札に付する事項

(1) 仕様書番号及び工事名

第1号/町道4号線道路改良工事

(2) 工事場所

岐阜県本巣郡北方町柱本南1丁目地内

(3) 工期

契約締結日～平成27年3月20日

(4) 工事概要

施工延長 L=112m

車道舗装 A=720m²

歩道舗装 A=329m²

排水工 PU側溝 L=135m 可変側溝 L=32m 管渠型側溝 L=186m

擁壁工 L型擁壁 一式 重力式擁壁 一式

植栽工 6箇所

(5) 予定価格

非公表

(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する事項

分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事有

(7) 本工事は、北方町と入札に参加しようとする者がインターネットを利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で入札等を行うものとする。ただし、システム障害等何らかの不具合により電子入札システムでの入札ができない理由があるときは、町長に承諾を得た場合に限り、紙による入札を認めるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格及び要件

入札に参加する者は、次に掲げる資格及び要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 土木一式工事について北方町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 次の期間のいずれかの日においても、岐阜県及び北方町から指名停止を受けていないこと。
 - ア 贈賄、独占禁止法違反又は禁固刑以上の犯罪に起因する指名停止については、当該入札の日から6ヶ月前の日までの間
 - イ ア以外の事由に起因する指名停止については、入札参加資格確認申請書の提出期限日から当該入札の日までの間
- (4) 岐阜県市町村共同電子入札システムにおける北方町への利用者登録が済んでいること。
- (5) 土木一式工事にかかる特定又は一般建設業の許可を有していること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく土木一式工事の総合評定値が930点以上であること。
- (7) 岐阜圏域または西濃圏域に本店があること。
- (8) 平成11年度以降に元請負として施工し、完成引き渡しの済んでいる土木一式工事で工事費が2,500万円以上の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- (9) 現場代理人及び次の要件を満たす監理（又は主任）技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、現場代理人は監理（又は主任）技術者を兼ねることができる。
 - ・1級若しくは2級土木施工管理技士（土木）又は技術士（建設部門）の資格を有する者
 - ・平成11年度以降に元請負として施工し、完成引き渡しの済んでいる土木一式工事で工事費が1,500万円以上の工事に監理（又は主任）技術者、もしくは現場代理人として従事した実績を有する者（共同企業体の構成員としての従事実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

3 設計図書配布及び閲覧

- (1) 日時 平成26年9月25日（木）午前9時から
- (2) 場所 電子入札システムに添付

4 入札参加資格確認申請書等の提出（電子入札システムによる）

平成26年9月25日（木）午前9時から平成26年10月3日（金）午後4時までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に指定された書類を添付し、提出するものとする。

5 質疑の受付

平成26年9月25日（木）午前9時から平成26年10月3日（金）午後4時までに FAX 又は E メールにより下記まで提出するものとする。ただし、入札参加資

格や提出書類等の事務的な内容については、電話で直接問い合わせるものとする。

提出（問い合わせ）先

総務課契約担当

TEL 058-323-1111（116）

FAX 058-323-2963

E-mail soumu@town.gifu-kitagata.lg.jp

※いずれの場合も、質疑書を提出した旨を上記担当者に電話にて連絡すること。

6 入札参加資格確認通知及び質疑に対する回答（電子入札システムによる）

平成26年10月10日（金）午後4時までに入札参加資格確認通知書及び質疑に対する回答（入札参加を認めた者に対してのみ）を送信する。

7 入札書及び内訳書の提出（電子入札システムによる）

平成26年10月14日（火）午前9時から平成26年10月21日（火）午後4時までに提出するものとする。

8 入札保証金

免除（北方町契約規則（昭和39年北方町規則第3号）第5条第3項による。）

9 無効な入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- (2) 紙入札を認められていないものが紙入札をしたとき。
- (3) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

10 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、入札者の負担とする。

11 開札（電子入札システムによる）

- (1) 日時 平成26年10月22日（水）午前10時から
- (2) 場所 北方町役場総務課

12 落札者の決定

地方自治法第234条第3項及び令第167条の10の規定による。

13 最低制限価格

有

14 契約保証金

有（請負金額の10分の1以上の額）

15 前払金

有（請負金額の10分の4以内の額）

16 議会の議決

無

1.7 落札の無効

落札者は、特別の理由なく落札決定の日から7日以内（土日祝除く）に契約を締結しない場合は、その落札は無効とする。